

観念的貨幣尺度説批判の再検討*

— 1819年のアトウッド書簡によせて

結 城 剛 志

I 計算貨幣論をめぐる動揺

本稿の課題は「観念的貨幣尺度説」(Marx 1961, 60 / 訳 59) というマルクス (Marx, K. 1818-83) の計算貨幣論の把握が、その後の貨幣論の論争史にたいして意外な副作用をもたらしていることを確認し、マルクスが着目している1819年のアトウッド (Attwood, T. 1783-1856) に立ち戻って「観念的貨幣尺度説」という把握の妥当性を点検することにある⁽¹⁾。

貨幣とは何か、この問いは古くて新しい。アリストテレス (Aristotle. 384-22 b. c.) 以来の経済学史上の難問はマルクスの価値形態論によって明らかにされ、貨幣の本質をめぐる論争に一旦終止符が打たれた。ところが、商品貨幣論と呼ばれるその立論は、古典派の立論と本質的に区別されるべき形態論的な展開への無理解と商品の語感とも相俟って様々な誤解を生み、貨幣論としての妥当性が疑われる⁽²⁾。とりわけ、マルクス、および、マルクス派の立論に正面から挑戦してきたのは、シュンペーター (Schumpeter, J. A. 1883-1950)、ケインズ (Keynes, J. M. 1883-1946)、そして、ポスト・ケインズ派と呼ばれる名目主義的な貨幣論者の一群である。

貨幣学説を包括的に整理した Schumpeter (1996) の分類によれば、名目主義には、表券主義、固定貨幣論、計算貨幣論、等々が存在し、金属主義には、物品貨幣論、商品貨幣論、等々が配置される。ポスト・ケインズ派はこの分類にしたがい、固定貨幣と計算貨幣を一對の概念と理解し

ている。しかし、計算貨幣自体は、固定貨幣にも商品貨幣にも接合しうる概念である。本稿の関心から整理し直せば、計算貨幣論は価値内在説と価値不在説とに分類した方が明瞭である⁽³⁾。

ポスト・ケインズ派による批判は、マルクスの商品貨幣論を労働生産物の交換過程から説かれる物品貨幣説、もしくは、金属主義ととらえ、そのような貨幣理解では現代の不換銀行券制度を理解できない、というものである⁽⁴⁾。

たしかに、物々交換における間接交換の手段として貨幣を説く古典派—新古典派の貨幣論では物品が貨幣であると理解されているし、Marx (1962) だけでなく、流通形態論に貨幣論を展開した宇野 (1964) においても、金属主義的に解釈できる記述が散見される⁽⁵⁾。とはいえ、的確に論旨を追えば、商品と物品とは異なる概念であることが分かる。

したがって、マルクス貨幣論は金属主義に基づいている、との解釈が適当でないを示すことはそれほど難しくない。だが、マルクスの計算貨幣論にたいする批判の内容が、ポスト・ケインズ派や新古典派のような他学派による商品貨幣論の妨げになっているように思われる。計算貨幣論を「ばかげた理論」(Marx 1962, 111 / 訳 74) と断じるマルクスの所説から名目主義的な貨幣論の片鱗を読み取ることは著しく困難であるためだ。ただし、マルクスが否定したのは価値不在の計算貨幣であり、計算貨幣を全面的に放棄したわけではない。この点は、古谷 (2003)、泉 (2004, 2009) によって明らかにされているように、ステュアート (Steuart, J. 1713-1780) の計算貨幣

論を価値と完全に分離された観念的な価値尺度説と捉えることは誤りであることから分かる。マルクスが期待するような意味での価値（労働実体）が名指されていないとしても、ステュアートの計算貨幣は金銀から切断されたものではない。もっとも、これらの先行研究では、ステュアート説を「貨幣の観念的度量単位説」（Marx 1961, 60／訳59）と呼び、アトウッド説を「観念的貨幣尺度説」と呼ぶ、マルクスの整理に注意が払われているわけではない。

計算貨幣論では三重の問題が争われている。計算貨幣において尺度としての価値を商品経済との関連性において認めるか否か、またその関連性の内実としての価値を労働実体に見いだすか否か、という価値内在説における問題と、まったく価値の内在性を認めない「純粋に抽象的な計算貨幣」（Ingham 2004, 40）を主張する立場とである⁽⁶⁾。

近年のステュアート研究における計算貨幣論への着目とポスト・ケインズ派による計算貨幣論への注目がほぼ同時期に高まり、実物的な貨幣論の妥当性にたいする名目的な貨幣論からの疑義が提示されるようになってきていることには相応の理由がある。物品貨幣論に基づく信用貨幣論の論脈で一貫して説明できるのは金本位制下における兌換銀行券までであり、その後確立された不換銀行券の説明体系としては理論的な位相が異なっている。個々のケースにたいするアドホックな対応に満足せず、貨幣・信用論としての一貫した説明を求めるのであれば、従来の貨幣・信用論を再構築しなければならないとする動機があることには同意できよう。

1797年の銀行制限法によるイングランド銀行の兌換停止は、貨幣の本体を金であると信ずる理由を著しく損なわせた。1821年の兌換再開までの20余年の月日は金本位による通貨量の管理を不要ならしめたように見えた。無準備ではないが不換下でも銀行券がつつがなく流通し、金地金の市場価格が示すポンドの価値が度量標準から恒常的に乖離していたことが、そのことの証左であるように思われたのである。翻って、紙幣そのものの、あるいは、何かもって抽象的なものが貨幣の

本体なのではないかと想像させるには十分であったといえる。

このとき、不換下での貨幣をどのように理解すべきなのか、という問題が頭をもたげる。金兌換を銀行券流通の本質的な条件とする金属主義的な貨幣観を根底から覆すからである。その後、兌換再開と国際金本位制の確立によって金貨幣にたいする疑念は一時的に薄らぐが、1973年の変動為替相場制への移行にともなう不換銀行券は経済学にふたたび貨幣の本質をめぐる動揺をもたらしている。貨幣の本質への問いは術学ではない。それは金融政策への態度決定に関わるだけでなく、経済分析の視座を規定するのである。

そのさい、マルクスは、不換下での銀行券流通を擁護したアトウッドの計算貨幣論を「観念的貨幣尺度説」と呼び、その観念性を批判した。しかし、マルクスの「観念的貨幣尺度説」規定は必ずしも適切とはいえないものであるため、Attwood (1816, 1817, 1818) に関説しつつ、専らマルクスが着目していたと思われる Attwood (1819a, 1819b) の検討を通じてその内実を明らかにすることは無意味であるとはいえないだろう。

以下、IIではマルクスの「観念的貨幣尺度説」の取り扱いを整理し、IIIでは「観念的貨幣尺度説」として取り沙汰されたアトウッドの計算貨幣論の内実を概観し、IVにおいて計算貨幣論の変更を明らかにする。III、IVでの検討を踏まえ、最後にVで「観念的貨幣尺度説」の内実を確認する。

II 観念的貨幣尺度説なるもの

マルクスは『経済学批判要綱』（1857-8）、『経済学批判』（1859）、『資本論』（1867）で計算貨幣論に言及し、とくに『経済学批判』では「貨幣の観念的度量単位説」をステュアートに代表させ「観念的貨幣尺度説」をアトウッドに代表させているが、個々の論者にまつわる細かな論点を無視すれば、「計算貨幣は必ず価値尺度を前提する」（酒井 1957, 104）という酒井の解説が最も端的であり、それにもかかわらず、計算貨幣論者は価値

のない尺度や質や大きさのない計算単位を想定している点で「ばかげた理論」といわなければならない、というのが基本的な理解である。

計算貨幣論をめぐる捻れた論争点を予め整理しておこう。まず、マルクスはステュアートやアトウッドらの計算貨幣を価値や質のない尺度単位と想定している、いいかえれば、労働実体や商品経済との関連性を無視した計算単位を想定している点で観念的であると考へた。それにたいして、計算貨幣とは価値尺度を前提するものであり、価値の実体は労働によって形成されるものである。したがって、価値を量るのは貨幣商品——たとえば、金——に対象化されている労働である。ただし、主体が商品の価値を実際に評価する場合には、比較対象である商品と現物の金を並べて比較する必要はないのであり、価値表現に限っていえば想像上の金で事足りると述べた。これがマルクスのいうところの計算貨幣である⁽⁷⁾。換言すれば、価値尺度を前提しない計算貨幣と価値尺度を前提する計算貨幣とがあり、後者のみが現実の貨幣を説明しうる、という整理である。

さて、このように本来の計算貨幣論者の所説とマルクスの計算貨幣論とを対比させてみると、争点は計算貨幣の基礎に交換性としての価値や価値の実体としての労働を認めるか否かという点に集約される。しかし、ここにはマルクスの誤解がある。ステュアートにしてもアトウッドにしても、マルクスが批判しているような価値不在の計算貨幣を主張していたわけではない。ステュアートの計算貨幣論については既に古谷(2003)、泉(2004)によって明確にされていると考えられるが、ステュアートにおいてもアトウッドにおいてもマルクスと同様に計算貨幣とは想像上の金銀であることに変わりはないのである。もちろん、計算貨幣としての想像上の金銀の価値が如何にして決まるのか、という問いに的確に答えられていないとはいえ、価値のある商品がベースとなって計算貨幣が機能するという点で3者は一致している。

ステュアートとアトウッドの問題意識は、価値尺度たるべき現物の金銀、要するに、鑄貨が改鑄

や摩滅による品位の不均一さから経済計算の手段としての用をなさず、実際の計算においては観念的に存在している適切な品位の鑄貨を計算に用いるべきである、というところにある。マルクスと計算貨幣論者との相違は、無価値の計算貨幣を許容するか否かではなくて、その価値を労働に見いだすか否かにあった。そして、ステュアートとアトウッドの計算貨幣論を継承しているかのようにみえるケインズとポスト・ケインズ派の計算貨幣論は、むしろ、マルクスが批判した無価値の計算貨幣を志向するものであり、その意味では、ポスト・ケインズ派はマルクスの解釈を共有しているといってもよいのである。

もつとも金を貨幣に用いるかぎり、その価値規定において労働との関連性を無視できない。マルクスは、1819年にアトウッドによって口火を切られた「観念的貨幣尺度にかんする論争」について「アトウッド自身の知識のほどは、尺度としての貨幣の機能にかんするかぎりでは、次の引用文のうちにあますところなく要約されている」(Marx 1961, 65 / 訳 65) として「ポンド (£) という表現は、価値に関連するものではあるが、金の不変の重量部分に固定された価値に関連するものではない。ポンドとはひとつの観念的な単位である」と述べている⁽⁸⁾。これは『ジェミニ書簡集』(Gemini 1844, 268-72)におけるエンダービー (Enderby, C.) からの引用であって、この所説をもって「観念的貨幣尺度のもうろうとした表象は消えうせて、その本来の思想内容が姿をあらわしている。金の計算名であるポンド、シリング等々は、一定量の労働時間にたいする名称であるという。労働時間が価値の実体であり内在的尺度であるから、そこでこれらの名称は、實際上、価値比例そのものをあらわすであろうという。言いかえるならば、労働時間が貨幣の真の度量単位だ、と主張するのである」(Marx 1961, 65-6 / 訳 65-6) と理解される⁽⁹⁾。そして、論争は「どの商品もみな直接に貨幣である」(ibid., 68 / 訳 68) と主張し、投下労働量が直接に価値を規定すべしとするグレイ (Gray, J. 1799-1883) の労働貨幣論に帰着する、という特異な解釈が提示され

ている。

そして、アトウッドに始まるバーミンガム学派からグレイの労働貨幣論に至る価値尺度論の系譜を、「単位の質」(Marx 1981, 660 / 訳 634)を労働に求めた議論として評価するのである。アトウッドの所説はケインズ学派の管理通貨論の系譜で理解するのが一般的で、このような特異な読み込みは研究史にほとんど顧みられていない(Diatkine 1993, 115; Ingham 2004, 42)。

エンダービーに先駆けてアトウッドが投下労働量による価値規定を明快に述べていたとは考えにくいだが、少なくともエンダービーが解釈しうるほどには労働との関連性には配慮されているのであり、そのことは結局のところ、マルクスが批判しているほどには商品経済から遊離した計算貨幣が展開されていたわけではなかったことを暗示している。

マルクス派にかぎらず「ステュアートの計算貨幣概念を、数的比率に還元される一定の大きさをもたない恣意的な比較点とみる見方は今日でもみられ」(古谷 2003, 3) するためステュアートの記述には解釈の余地があるのかもしれないが、それはともかく、マルクスが最も率直に「数的比率」型の計算貨幣論を語っている。

「ステュアートは、たんに流通で価格の度量標準としてまた計算貨幣として現れる貨幣の現象にだけかかずらっている」ので、計算貨幣とは「比率の純粋に抽象的な表現」、いいかえれば「抽象的な数的比率」であり、「度量単位として役立つ一定量の金は、尺度として他の量量に関連しているのではなく、価値そのものに関係していると信じる」。そして、「尺度の質を否定する」に至り、計算貨幣は商品経済から切断された純粋に観念的なものとなる (Marx 1961, 63 / 訳 63)。「ところで私は A, B, C のこの割合を、それ自身価値をもち、価値である現実の貨幣で表現するかわりに、つまり一定量の金を表現するポンド・スターリングのかわりに、内容のない任意のなんらかの名称 (このことがここでは観念的と呼ばれるのである)」を用いることができるのか「貨幣は任意の表象であり、たんなる名称、つまり数的価値関

係に与えられた名称、たんなる数的関係に与えられた名称」(Marx 1981, 659 / 訳 632) にすぎないかと述べている。

もし、ステュアートの計算貨幣がマルクスの指摘するような内容であれば、たしかに観念的であり「ばかげた理論」であるといつてもよいかもしれない。しかし、「貨幣単位の標準を金銀の平均値に設定」したり、「1749年のポンドの価値を確定」する「国家信用のポンド」を設定したりすることで「ステュアートは一定不変の大きさを持つものと説いている」とみなしうる (古谷 2003, 3-4, 6)。

そして、価値不在の計算貨幣論を展開しているはずのステュアートが「アムステルダムの銀行貨幣」を計算貨幣の例にあげていることにたいして、「これは流通貨幣をその地金内容 (金属純分) に還元することにすぎないのだから、まさに反対のことを示している」(Marx 1981, 662 / 訳 638) と批判する一文はマルクスの誤解を端的に表しているといえよう。この文は「反対のことを示している」のではなく、むしろ、ステュアートの計算貨幣がポンド・スターリングの大きさを拡散させてきた不揃いな「流通貨幣」を本来の「地金内容 (金属純分) に」観念的に還元するものであることを表明しているのであり、マルクスが考えるような意味での観念的なものではないと考えるべきである。

他方で、マルクスのアトウッドへの言及は多いとはいえないが、以下の引用文にアトウッドの主張が要約されている。

観念的価値尺度論がまずはじめに広まったのは18世紀の初めであって、それが19世紀の20年代に繰り返されたのであったが、ここで論じられた諸問題では、貨幣は、尺度として現れているのではなく、また交換手段として現れているのでもなくて、変わることはない等価物として、それ自体として存在する価値……として、だからまた諸契約の一般的な材料として現れている。このどちらの場合にも、減価した貨幣で契約された国家債務およ

びその他の債務は、完全価値の貨幣で返済されかつ認められるべきであるか否か、ということが問題になった。それはとりもなおさず、国の債権者たちと国民大衆のあいだの問題であった。この問題自体は、ここでのわれわれには何の関係もない。一方では債権の再調整を、他方では支払の再調整を要求していた人びとは、貨幣の本位……は変更されるべきか否か、という見当はずれの領域に身を投じた。(Marx 1981, 667 / 訳 648; 訳文は適宜修正した)

ここから読み取れるように、「観念的価値尺度論」が生まれたきっかけは、債権債務関係において契約されているのは価値であり、債務者は契約時の価値を返済すべきである、ということにある。貨幣の名目額で返済した場合には契約時と返済時の価値が一致しないため、名目額とは異なる実質価値を常に表示するような「観念的価値尺度」または計算貨幣が要求されたのである。そのさい、Attwood (1819a) では、価値量 = 金重量と理解されていたため、同量の金が異なる価値を示すという問題は看過され、「貨幣の本位……は変更されるべきか否か」という問題に集約されたのである。しかし以下に示すように、そのことからポンドのような「計算単位として通用している名称」が「恣意的な比較点にすぎない」(Marx 1981, 659 / 訳 631) と解釈するには文献的な根拠が足りないといわざるをえないのではないだろうか。

III アトウッドの計算貨幣論

貨幣的アプローチによるアトウッド研究には、Corry (1962), Diatkine (1993), Fetter (1965), Link (1959), Moss (1981), 春日井 (1929), 西沢 (1994) がある。なかでも Diatkine (1993) は計算貨幣論に一節を設け、Attwood (1816) が古典派経済学の実物的な貨幣観を批判し「尺度単位と債務の清算手段」によって定義される『『観念的』貨幣』に関心を寄せ、Attwood (1819a) は

「抽象的計算単位としてのポンド・スターリングが、あらゆる商品の価格と同様に、金（地金）の市場価格を量る。それは正貨としての金価格だけを参照する『ソヴリン金貨』や『実物の金のポンド・スターリング』と混同されるべきではない」(Diatkine 1993, 109) と言及していたと整理している。ここでの「抽象的貨幣」は、Hawtrey (1919) にしたがって、債権債務関係が形成される時に生じる「法的な債務の清算手段」と規定される (Diatkine 1993, 109; cf. Attwood 1817, 57; Hawtrey 1919, 15, 17)。そのさい、貨幣の抽象性または観念性の内実が「観念的貨幣尺度説」にかかわり問題となるが、Diatkine-Hawtrey の整理によれば、貨幣は債務を消滅させるための支払手段であり、計算貨幣の抽象性は、債権債務関係に基礎をおく非物質性に求められる。

西沢は「人間労働が唯一の真の価値尺度である」という考えは、オーエン主義者および広くりカード派というよりもスミス派社会主義者に共通のものであり、またアトウッドやバーミンガム学派の人々にも共有された」(西沢 1994, 153) と述べた後に Marx (1961) に言及している。必ずしも西沢によって強調されている論点ではないが「人間労働が唯一の真の価値尺度である」という考えがアトウッドに共有されているならば、価値尺度の観念性についてのマルクスの批判は妥当しないことになる。もっとも、アトウッドが、エンダービーやグレイのように労働が価値尺度を規定するとはっきり述べているわけではないだろう⁽¹⁰⁾。

III-1 1816 年の経済危機と 1819 年のイングランド銀行法の評価

アトウッドの計算貨幣への言及は首相であるリヴァプール伯 (Robert Banks Jenkinson. 1770-1828) への書簡形式で書かれた連作 Attwood (1819a, 1819b) に現れる⁽¹¹⁾。計算貨幣論は専ら第一書簡で説かれるため、本節では第一書簡の論旨を追いつつ、内実を明らかにする。第二書簡では計算貨幣という表現こそ後背に退くが、その内実に重要な変更がみられるため、次節

で論及する。

これらの書簡はピール (Sir Robert Peel, 2nd Baronet. 1788-1850) を委員長とする「銀行制限法への諮問についての、両院秘密委員会報告書」(Attwood 1819a, 1) にたいする反論の書である。冒頭、アトウッドは両院の報告書が金兌換の再開を前提とした内容になっていることを批判している。

上院報告書はイングランド「銀行による正貨支払いの制限の撤廃」という「議会によって決議された意見」に基づいており、下院報告書も同様に「立法府が様々な機会に表明してきた金属の度量標準の再建政策についての意見」(Attwood 1819a, 2) に基づき、最善の結果が得られるような再開の時期と手段を検討する、と謳っている。

実際、1819年4月5日の第1回下院報告書は「イングランド銀行の現在の制限を最終的に撤廃するために、その時期を確定し、計画を勧告する」ことについての「確信的見通し」を語り、イングランド銀行の円滑な金準備のために1817年1月1日以前の日付の5ポンド以下の銀行券の正貨支払いを停止すべきことを勧告している(FR)。1819年5月6日の第2回報告書では、「委員会は、議会が様々な場面を考慮し、金本位制を再確立する方針について、明確に宣言した意見に鑑みて重要事項に必要以上に介入することを控え、委員会に諮問された職責に基づいて、ただどのような時期に、どのような方法によって実施するのが最良であるかについてのみ検討する」(SR, 14) と回答している。この報告書を受けて同年5月24日に成立したのが通称ピール法である。これによって「おそくとも4年以内に旧標準に徐々に復帰していく」(Feaveyear and Morgan 1963, 221 / 訳 235-6) ことが決定された。アトウッドが指摘するように、金兌換の再開は相当程度に急がれていたことが分かる。

これにたいして、アトウッドは兌換再開の時期と手段ではなく、その是非を問う。イギリスのおかれた経済的状况を考慮することなく旧平価への復帰を進めるならば、大幅な物価下落が1815年のナポレオン戦争終結後に生じた「1816年の危

機」(Attwood 1819a, 5) を再燃させる可能性があるためである。

アトウッドによれば、過去30年間で貨幣の価値は年々減価し、現在では「1791年にそれが支配したであろう資産の量の半分しか支配しないだろう」(Attwood 1819a, 5) といわれる。もっとも、すべての商品にたいして一律に減価しているわけではない。労働と商品との一般的な比較では貨幣価値は半減しているが、金地金との比較では20%減価し、鉄、銅、その他の商品との比較では増価している。「しかし、この減価は……活動する人々によるあらゆる取引によって調整されている。そのもとで800億ポンドの国債が契約されてきた」(Attwood 1819a, 5-6)。私的債務、不動産抵当貸付、土地の賃貸借、貸金も同様である。銀行制限法の成立から現在に至るまでに、旧平価での契約関係は消滅し、減価した貨幣での契約が結ばれ新しい価格体系が形成されている。議会の意見に想定されている環境はすでに過ぎ去っているのである。しかも、「1816年の危機」の後の3年弱の期間は物価と景気の回復局面にあり、金融収縮によってこれに水を差すことは許されない。物価上昇によって、金利生活者、貨幣所有者、債権者の「死んだように不活発な人々の利益は、生氣にあふれた活動的な人々の利益の犠牲になってきた」が、それによって「むしろ国は繁栄してきた」。生産活動への投資による利益が国富を生むのであるから、債務者に有利となる貨幣の減価は「生産力への活力」を高めるのである(Attwood 1819a, 6)。このように貨幣減価による物価上昇の利益を説いている。

そして、もし委員会が報告するように、兌換を再開し、貨幣の価値を度量標準に合わせて増価させるためには、現在の銀行券の流通量を減少させなければならない。しかし、「現在の銀行券の流通量は減少させることができない。むしろ、それは増加させなければならない。さもなければ、国は直ちにあらゆる厄災を被り、1816年の危機に突き落とされるだろう」(Attwood 1819a, 4-5) と警告する。

続けてアトウッドは、1815-6年には「金地金

の価格が10-20%下落し、資産の価格は一般的に
 いて完全に50%は下落した。なぜなら、資産
 の所有者は金地金の所有者よりも一般的に困窮に
 立たされ、貨幣獲得の必要性から投げ売りを余儀
 なくされるためである。そして、貨幣を持ってい
 なければそれを獲得するためにひどい犠牲を払う
 ことに同意することを余儀なくされるためであ
 る」(Attwood 1819a, 8)と述べている。さらに、
 「国債、すべての税と債務が拍車をかける。それ
 がまさしく実質的な圧迫、実質価値において2倍
 になる」。急激な物価下落は債務者にたいする重
 圧となり、投資意欲を減退させ「心理的な抑鬱」
 (Attwood 1819a, 31)を引き起こすという。

「1816年の危機」に際しては、当時アトウッド
 が主張したような拡張的な財政・金融政策は採用
 されなかったものの、その後の政府とイングラン
 ド銀行の対応はある程度拡張的であったという点
 では正しく、「1816年の危機」後の銀行券増発に
 よって雇用が生まれ、生活物資が供給され、生産
 が回復したことで利潤と地代がもたらされ、債務
 の支払いを可能にした。それは歳入にも貢献し
 1816年度の歳入減を補うほど力強いものとはい
 えませんが、1817年度には700万ポンド増加した。
 そのまま通貨の拡張を続けていけば、歳入増で国
 債償還のための減債基金が解放されたはずであ
 る。歳入にたいする銀行券増発の効果は生産より
 も遅れて現れるのだ。(Attwood 1819a, 31-2)

このような良い兆候が現れていたにもかかわらず、
 過去1年間の銀行券の流通量が400万ポンド
 減少したことともなう物価下落があり、国の負
 債は1億ポンド以上増価し、3%コンソル債の価
 格は82から72に下落し、金利は3.7%から4.1%
 に上昇した。結果として5億ポンドの損失が生じ
 た、と見積もっている (Attwood 1819a, 32)。間
 違いなく不況の原因はピール法の影響下で生じ
 た400万ポンドの銀行券の減少にある、とアト
 ウッドは論定する。にもかかわらず、委員会は、何
 も有益な帰結をもたらさない「金価格を低位に維
 持するという重要目的」のためにさらなる減少を
 勧告している。委員会は問題に冷淡であるとアト
 ウッドは憤りを隠せない。「いったい、金が人間

のために造られたのか、それとも、金のために
 人間が造られたのか、と私は委員会に問いたい」
 (Attwood 1819a, 33)。

以上のように、アトウッドは戦後不況期の物価
 下落とその後の回復局面を分析している。

III-2 地方銀行券の動向

物価上昇をとまなう信用拡張を支えていたのは
 イングランド銀行ではなく、直接には地方銀行の
 貸付・割引と政府支出である。にもかかわらず、
 委員会は何の代替措置を検討することなしに、銀
 行融資の引き揚げを勧告している。しかし、銀行
 は「それらが繁栄するか否かにかかわらず、流通
 器官のたんなる最初の代理人である。しかし同時
 に、社会の毛細血管を通じて血液を届ける動脈で
 もある。その融資が数千の手を通過した後に、貨
 幣『融資』を受け取る集団は、最初の貸付で融資
 を受ける集団と同じくらいの恩恵を受けている。
 ところが、銀行融資がなされなければ集団には支
 払われない。そればかりか、その集団は自分たち
 の支払手段によって事業を継続することができな
 い。その支払いは、社会的債務の大きな円環にた
 いして働く、数千の経路に通じている。……国の
 生産的な活力はそれら（銀行融資——引用者）に
 よって活性化されてきた。人間の生活はそれらに
 よって支えられてきた。もしそれらを性急に取り
 除いてしまうならば、数百万人の生活手段と健康
 をも取り除いてしまうだろう」(Attwood 1819a,
 38-9)。

アトウッドは地方銀行券とイングランド銀行券
 の流通量の連動関係に着目し次のように言及して
 いる。「イングランド銀行券のいくらかの不足は
 不可避的に地方銀行券の相当の不足を引き起こ
 す。なぜなら、その不足が地方銀行家から発券手
 段を奪ってしまうためである」(Attwood 1819a,
 39)。地方銀行券の流通経路は「第一に、イン
 グランド銀行券または預金との交換、第二に、優
 良手形の割引、第三に、顧客への慣習的な、ま
 たは、一時的な前貸し」(Attwood 1819a, 40)の
 3つである。しかしながら、いずれの発券方法も

イングランド銀行券の減少の影響を受ける。なぜなら、イングランド銀行券の減少は「資産の物価を下げ、為替手形の等級と安全性を下げる」ためである。物価下落局面で顧客は支払困難に陥るので銀行家は割引にたいする「確信」を持ってなくなる。短期の商業手形の割引が堅調でも、地方銀行券が持ち込まれれば一覧払いでイングランド銀行券との兌換に応じざるをえない。「それゆえ、地方銀行家は、イングランド銀行券の流通量の減少とまったく同じ速度で地方銀行券の発券量を減少させるように配慮するだろう」。(Attwood 1819a, 40)

アトウッドは、1816年からの3年弱の必ずしも力強いとはいえない回復局面は、地方銀行の貸付・割引と政府支出に支えられながら生産活動を拡大させていったことにあるにもかかわらず、ピール法によって兌換再開を急ぐならば、イングランド銀行の金準備のために、政府はイングランド銀行からの借入金の返済を迫られ、地方銀行が準備金として保有しているイングランド銀行券が引き上げられるので、いっそうの信用収縮がもたらされるに違いないといっているのである。

III-3 第一書簡における計算貨幣論

このような分析に基づいて提出されるのが、銀行制限法の5-7年の延長と兌換再開前の本位の調整である。第一書簡における委員会への反対意見は一見すると穏当なものである⁽¹²⁾。

もし我々がこのように銀行制限法を5年から7年程度延長するならば、その期限の約2年前が適当であろうから、そのときに金地金の市場価格を確認し、その価格にしたがって新しい鑄貨を鑄造し、その後には正貨支払いを再開する。その際、公衆が新鑄貨を求めるかもしれないので、銀行は任意に新鑄貨を発行する。(Attwood 1819a, 15)

アトウッドは金地金の市場価格が度量標準から著しく乖離した状況下で金兌換を再開すればポン

ドの大幅な切り上げにともなう物価下落を引き起こすことを懸念し、むしろ、度量標準を市場価格に適合させることを求める。すなわち、1オンスの標準金をソヴリン金貨4ポンド10シリングに切り下げ、1オンスの標準銀を6シリングの銀貨に鑄造する (Attwood 1819a, 14)⁽¹³⁾。したがって、新鑄貨は25%切り下げ、15シリングの旧金貨を20シリングの新金貨に改鑄し、9ペンスの旧銀貨を1シリングの新銀貨に改鑄することになる。さしあたり、この段階では、度量標準と市場価格の乖離の修正を求めているのみであり、兌換再開そのものに反対しているわけではない。

こうして提起されるのがアトウッドの計算貨幣論である。

このような手段によって鑄貨を国内の現実的な通貨の水準に拡張しよう。金ソヴリンと銀シリングを観念的計算ポンド・スターリングと、観念的計算シリングに適合させよう。換言すれば、貨幣制度の法的または理論的部分を、すべての取引、すべての制度、現世代に成立したすべての契約のもとにある現実的な通貨に適合させよう、ということである。(Attwood 1819a, 14-5)

このような度量標準の調整によって、債権者は前貸した金地金と同量の金を受け取ることができ、同時に、現行の貨幣制度との整合性を維持し、将来の貨幣減価という兌換流通の障害を取り除くことができる。こうして、ポンドは「真の金属標準」(Attwood 1819a, 15)を獲得する。

つまり、アトウッドの計算貨幣とは、実際に商取引で用いられているポンドの価値を指し、それはポンドがその時点のレートで支配する金地金の量だということである。アトウッドは、兌換停止後に価格体系が変化してきたことを繰り返し指摘することで、法的に決められたポンドの価値——要するに、度量標準で定められた金量——で計算している主体は存在せず、度量標準は計算貨幣として機能していないことを強調している。

もし、度量標準の調整を行わないままに金兌換

を再開し、高い地金価格を押し上げ続けるならばそれは徐々に鑄貨を減価させ、紙幣と金を一致させようとするあらゆる努力を挫いてしまう。この誤りは計算貨幣を混乱させる。「計算貨幣、観念的ポンド・スターリングまたは国内の流通通貨には現在4ポンド10シリングに値する1オンスの金が含有されている。それにもかかわらず、王国の旧鑄貨は3ポンド17シリング10 $\frac{1}{2}$ ペンスにしかならない。いまそれらの鑄貨の重量を軽くするか、物価を上げるか、名目的な価値の引き上げを行うならば、計算貨幣と鑄貨が一致するので、金地金価格の上昇は明らかに抑制されるだろう。現在の鑄貨の法定価格を上げるだけで、それは1オンス当たり4ポンド10シリングが法的価値となる……。これによって1オンスの金の価値との違いはなくなる」。(Attwood 1819a, 17)

つまり、計算貨幣としての金と現実に流通している金鑄貨を一致させるならば、旧平価での兌換再開時に予想されるような急激な調整を回避できるし、債権債務関係においては契約時の名目貨幣額が支配する量を同一に維持できる、ということだ。

とはいえ、過去30年を振り返ると、1798年には度量標準は概ね維持されていたものの、それ以降は1799年の3ポンド17シリング7ペンスを底とし、1812-13年の最も高い時期には5ポンド10シリングを記録している。第二書簡(Attwood 1819b, 43-7)では金価値(価格)が歴史的に上昇傾向にあると指摘しているので、金価値の変動の問題には気づかれていると思われるが、第一書簡ではこの問題への対応には言及されていない。もっとも、計算貨幣としての金で計算し、計算貨幣としての金の量で支払うのである、と考えれば金価値の変動の問題はさしあたり回避できるということなのかもしれない。その意味で、計算貨幣が4ポンド10シリングに相当するという言葉はアドホックなものとして理解してよいであろう。

しかも、鑄貨と金市価の矛盾の解消は「紙幣の過剰……にたいする安全弁」(Attwood 1819a, 20)となるという。1797年以前は1,000万ポンドの銀行券が「金平価」で流通していた。同様に、新標

準のもとでは3,000万ポンドの銀行券が金平価で流通するに違いないのである。なぜなら、銀行券、鑄貨、「その他の法的拘束力を持った信用手段」が「増加した交易、人口、国が必要とする実際の欲求」(Attwood 1819a, 21)を超え発行されることはありえず、紙幣と金の価値の平衡を維持すれば現在の物価水準と実需に応じた貨幣が発行されるためである。

しかるに、委員会が「金地金価格の上昇が紙幣通貨の過剰に貢献すると述べる」(Attwood 1819a, 22)のは解せない。アトウッドは金兌換停止下では紙幣が過剰に発行されるという見解にたいして、「紙幣通貨が物価上昇を促進することに疑いはないが、国内の欲求と労働の雇用の必要を満たしていないときに、何をもって過剰といえることができるのか。この過剰を判断するための指標は人間の欲求か、それとも金地金の価格なのか」(Attwood 1819a, 22)と反論している。もし後者であるならば、委員会は銀行制限法の趣旨を理解していない。そもそも同法の目的は金準備の制限を超えて銀行券を増発することにあつたはずである。本当に貨幣が国の繁栄に影響を与えないのであればポンドを切り上げる必要はないはずだ(Attwood 1819a, 34)。「それゆえ、もし金地金の鑄造価格が銀行券の過剰を判断するための指標になっていたならば、銀行制限法を持つ機会はなかった。なぜなら、それらの価格を指標とすることで、銀行は、紙幣を常に金平価に保つことで流通を規制したのであろうし、銀行制限法の必要性から生じる弊害や障害の可能性は未然に防げたはずである」(Attwood 1819a, 22)。しかし、実際は金平価を保ちえず、紙幣の流通量も管理できなかった。「それゆえ人間の欲求が、紙幣通貨が過剰になっているか否かの判断基準でなければならない。そして、この現実的で常識的な判断方法を取るならば、市場の貨幣が労働を超過していることをこれまで見たことがなく、過剰は存在していないことを直ちに理解する。しかし、労働が貨幣にたいして過剰になるとき、貨幣は増加されなければならない。さもなければ、労働は下落しなければならない。それはあらゆる幸福、国内のあらゆる

ゆる平和と安全を脅かすに違いない」。(Attwood 1819a, 22-3)

さらに、1817年に金兌換の一部再開が実施されたが、公衆は金を受け取らなかった、ということ委員会を忘れておられるように見える。「それゆえ、銀行が正貨支払いを行うための大量の金を準備する必要はないことは明らかである。金と紙幣が平価にあるとき、公衆は金を必要としないのである」(Attwood 1819a, 23)。公衆は、金の打歩がない限り受け取らず、その場合は溶解され輸出されてしまう。兌換停止下での銀行券流通が広範に受け入れられ、金兌換を一部再開しても鑄貨が流通しなかった、という経験がアトウッドの背中を押している⁽¹⁴⁾。

ところで、アトウッドは銀行制限法の延長を行わない場合にも市場価格での正貨支払いを認め、「労働の完全雇用」(Attwood 1819a, 24)をもたらしうにしなければならぬと述べている。すなわち、「もし閣下が銀行制限法の延長を容認しないのであれば、1オンスの金が真の金属標準を獲得するために、その価格が4ポンド10シリングに上昇するまで、銀行が鑄造価格ではなく、市場価格で金地金に支払うこと」(Attwood 1819a, 24)を許可すべきである。この方法によって、「流通システムになんのショックも与えずに、共同体のいずれの階級にたいしても不利益や不正義をもたらさず、労働の完全雇用と国内の完全な繁栄が回復されるかもしれない」(Attwood 1819a, 24)。そして、「国民通貨は国民の利益の創造物である」(Attwood 1819a, 25)と述べ、1797年以前の債権債務関係を分離し、常に同量の金が支払われるように、貨幣価値の下落が債権者に不利に働くときには、国富と雇用という国民全体の利益に配慮して金融政策を決定することを議会に求めている。

これにたいして、委員会は、金融政策は中立的であり経済実体への影響はないと考えているが、実際は「人間の心理が慣れ親しんできたあらゆる計算と慣習に干渉する」(Attwood 1819a, 12)。そして、「立法府の第一の責務は、人民へのパンの供給である。第二の責務は、社会の正義と平和と秩序の維持である」(Attwood 1819a, 43)。つま

り、金融政策は非中立的であるのだから、政府が国富と完全雇用を基準として国民の生活に責任を持ち、中央銀行を監督すべしというのである。ここにアトウッドの金融政策観を読み取ることができよう。

さしあたり第一書簡の本編では、銀行制限法の5-7年の延長と計算貨幣の導入が提案されているが、それだけでは十分ではない。「あとがき」にはさらに踏み込んだ記述がある。国の繁栄を保証するような十分な通貨量を確保し、「完全雇用と十分な賃金」(Attwood 1819a, 44)を確保するためには、国庫証券と政府証券の購入が必要である。目的は、銀行券の増加に制限をかけず、むしろ、減少に歯止めをかけることにある。

国富は1816年の危機以前の銀行券の流通量の水準である2,500万ポンド以下では守られないので「国庫証券か政府証券の購入によって少なくとも2,500万が継続的に前貸しされるべきである」。ところが、割引需要があっても手形割引は低調であり、ロンドンの貨幣市場の中で資金が循環している。資金運用者は銀行制限法が撤廃されるという見込みのもとに国庫証券を買い入れ資産の保全に努めている。そこで、貨幣を貨幣市場の外に誘い出し農工商業へと貨幣を供給するには、「その行動が強制されなければならない」(Attwood 1819a, 45)。既に2,000万ポンドは供給されているので、イングランド銀行が500万ポンド以上の国庫証券を追加的に購入するならば、貨幣供給の「自然的行動」(Attwood 1819a, 27)が誘発され12ヶ月で国中に十分な量が行き渡る。

かつて1817年のケースでは、国庫証券の購入を通じて発券された銀行券は市場を満ち、手形割引の必要性は減少した。銀行券、とりわけ、地方銀行券がふんだんに供給され続けるためには、銀行家が確信を持って発券できるようにする必要があり、そのためには、資金が確実に還流するような環境を創出しなければならないのである。

最後に、本節で言及されたアトウッドの計算貨幣論を簡単にまとめておこう。アトウッドは計算貨幣をidealとrealの対立、つまり、経済計算のために観念的idealに用いられている金と、実在

real の金鑄貨との対立としておさえている。そして、実際の商取引では観念上の金¹が用いられているのであるから、度量標準もそれに合わせるべきであると主張した。その意味で計算貨幣は現実的であるといわれた。

金の価値は市場の評価で決まると言及されるのみであり、第一書簡から「労働時間が貨幣の真の度量単位だ、という主張」を読み取ることはできないが、「尺度の質」がないわけではない。価値量は計算貨幣としての金量で直接に決まり、発券量は「実際の欲求」といわれる実需で決まるのであるから、金1単位が価値の単位である。このような貨幣理解は、金鑄貨が購買に使われなくなっても、金が計算貨幣（価値尺度）として機能するので金本位制にこだわる必要はない、という主張につながる。次節で検討する第二書簡では、金価値の問題が後を引き、金本位制撤廃の重要な論拠としての計算貨幣が修正されることを示す。

IV 第二書簡における計算貨幣の変更

IV-1 分析と反論

アトウッドは、「この書簡の最も重要な目的は、私どものあらゆる努力にもかかわらず、資産、地代、労働の価格が1791年の水準に下落するまで、金価格が不可避的に上昇してしまうこと、またそれにともなって、私が以前閣下に申し上げたように、税と負債、社会の貨幣債務がその生産力を塵に変えてしまうこと、を閣下に納得してもらえるように努力することである」（Attwood 1819b, 52）と述べ、委員会の報告書が相も変わらず兌換再開の「時期と手段」（Attwood 1819b, 4）のみを調査し、その妥当性を検討していないことについてあらためて批判している。第二書簡は、その目的と方法において、第一書簡を踏襲しているといつてよいが、第一書簡では強く意識されていた計算貨幣の表現がなくなり、鑄貨と「現実の通貨または紙幣」、あるいは、名目価格と実質価値の齟齬から生じる問題と²言い直され、物価が各階級に与える影響、金の国際市場の影響についての論点が追加され、さらに、金本位制に反対する立場が徹底

されている点に特徴がある。鑄貨と紙幣の価値の開きを是正するという問題意識は委員会とアトウッドの間で共有されているといつてもよいが、兌換再開時に生じる調整過程のショックを回避し国の生産力を解放するためには漸進的な物価上昇が必要であるから、度量標準という人為的に設定された基準に戻すのではなく、市場の評価で定まる計算貨幣を基準として紙幣を流通させるべし、という主張で一貫している。

さて、金本位制への完全復帰を前提としている委員会にとって報告書の結論は明白である。すなわち、「最良の『手段』」とは「国内の現実の通貨または紙幣の水準で流通させるための基礎を維持するために、銀行券に代えて、十分な量の金貨と銀貨を、適切な品位で発行しなければならぬ」ということであり、「最良の『時期』」とは、公衆が望むときにはいつでも兌換できるように準備しているときである（Attwood 1819b, 5-6）。ただし、それを委員会が勧告するような方法で実施すれば「危険な谷間」に陥ることは必至である。にもかかわらず、「立法府は旧本位への復帰『政策』を検討せず、現在の流通手段の一部が引き上げられるか、流通手段の法的代替物が動揺させられるかする前に、国内の別の流通手段を適切に管理する必要性についても感知していない」（Attwood 1819b, 6）。

第二書簡では、おそらく第一書簡の所説を補強することを念頭において、銀行制限法にたいする批判を想定し、それにたいして反論している。

アトウッドによれば、銀行制限法は、農業に犠牲を強いることで商工業に利益をもたらすものである、という批判がある。しかし、そのような論難は当たらない。戦中戦後を通じて、銀行制限法は物価上昇を支持し、「土地の価格と地代は2倍になり、財の価格と資財の利潤はまったく等しく上昇した。あらゆるものは国内の人口を維持するために等しく支出された。そして、同じ比率で労賃が上昇した」（Attwood 1819b, 9）。その間に、商工業人口が増加し富裕になっただけでなく、農業人口も増加し、地主と農業労働者も等しく恩恵を受けてきたのである。あらゆる階級と職業が同

じ貨幣利害に立脚しているものであり、等しく恩恵を受けている。「土地の利益は、商業の利益とまったく同じ程度だけ、紙幣制度によって発展させられたのである」(Attwood 1819b, 9)。ただし、金利生活者、貨幣所有者、債権者は貨幣減価の影響を受けるものの、その社会的影響は軽微であるという。むしろ、貨幣債務の名目額は変わらないので、旧平価に復帰した場合には、債務と税の支払いの実質的な負担増が問題となる。第二書簡では完全雇用という表現はみられなくなるが、賃金と雇用の水準を高位に維持することが国富の増進に資するという評価軸はぶれず、全体の利益のためには怠惰な資本家としての債権者の利益を犠牲にしても構わないという立場が鮮明である。

このように国富という観点からは貨幣減価の影響は無視できる。むしろ、物価下落を大資本家と小資本家との対立の結果、いいかえれば、過当競争の結果と捉えることの方が問題である。大資本家は小資本の乱立により「過剰取引と投機」(Attwood 1819b, 20)が生じていると非難し、旧平価への復帰過程を通じて支払能力の低い小資本が取り除かれれば競争条件は改善すると信じている。しかし、相続によって財産を承継した大資本家は資本家として優れているわけではない。むしろ、「富裕な競争相手」と比べて「より活発で冒険的な」小資本家の方が優れている(Attwood 1819b, 15)。旧平価への復帰は債権者としての大資本家に利することになるが、それは債務者、いいかえれば、生産的に投資する小資本家の資金繰りを困難にさせるため、市場全体の競争の活力を削いでしまう。「すべての取引が人間の欲求を供給しているのだから、一般原理として過剰取引が生じるということはない」(Attwood 1819b, 20)。このような批判は自己利益にとらわれ「国の真の利益」(Attwood 1819b, 22)を見失っている。

以下にみるように、第二書簡では物価下落についての理論的な説明が与えられている。財の供給が需要を上回っているときに物価が下がると考えられ、この状況は「財の供給が大きすぎる」とも「貨幣の供給が少なすぎる」ともとれるが、実際は貨幣の過少である(Attwood 1819b, 36-7)。

「なぜなら、財とは富裕であり、家が豊かすぎるということはありえないためである。なぜなら、交易とは人間の欲望の供給であり、人間の欲求は満たされることがないためである」(Attwood 1819b, 39)。「それゆえ、市場における財の需要が一般的に供給と一致しないときはいつでも、財の著しい過剰ではなく、その差異は流通手段の不足に原因があることの明白な証拠を示している」(Attwood 1819b, 39)。特定の産業部門で商品過剰になったとしても、全般的な商品過剰というのは生じえないのである。そもそも、需要は人口の貨幣支出と商業信用として現れる「精神的信認」(Attwood 1819b, 37)によって創られるのであるから、一般的な供給過剰は「流通システムの欠陥」(Attwood 1819b, 39)の証拠と理解しなければならぬ。したがって、商品の供給過剰を調整するのではなく、需要を創出すべきなのである。

アトウッドは「貨幣の一般的過剰の証拠としてロンドンの貨幣市場の状態」(Attwood 1819b, 29)が我々を欺くことはないと述べ、貨幣市場における低金利と遊休資金の豊富が資本家の弱気、いいかえれば「心理的な抑鬱」(Attwood 1819b, 26)を反映しているという。不況期において、「貨幣が非常に高い元金と非常に安い利子とを同時に成立させることがある」(Attwood 1819b, 29)。なぜなら、「貨幣利子は交易と資本の利潤に依存しているため」、不況期には貨幣需要が減少し、貨幣市場に貨幣が溢れるためである。これは貨幣の「実質価値」が「資産と労働」に比して高く、貨幣の信認が資産の信認を上回っている状態を示している。金利生活者は僅かな利子を求めて国債保有に走る。このような状況下ではロンドンの貨幣市場から貨幣が自然に供給されるということはない。そこで、力強い金融政策を通じて貨幣価値を下げることで、貨幣市場から貨幣を押し出す必要がある。「貨幣の信認を弱め、資産の信認を回復するならば、直ちに貨幣利子は上昇するだろう」(Attwood 1819b, 31)。こうすることで「貨幣制度の不況」から立ち直り「交易と資本の自然利潤」が実現されるのである(Attwood 1819b, 28-9)。

物価下落局面では、国を豊かにする「活発な資

本家」が損失を被り、国を犠牲にする「怠惰な資本家」が成長する (Attwood 1819b, 26)。「その結果、心理的な抑鬱が商業と農業の世界の習慣となっている。そして、それを取り除くためのいっそう強力な刺激がいままさに求められている」。投資よりも貯蓄が選好される状況を回避し、資本家を勇気づけ「人間の心理」と「道徳的信認」を回復するためには「なんらかの永続的かつ本質的な手段が採用されるべきである」(Attwood 1819b, 28)。

以上のように、アトウッドは銀行制限法のもとで生じた物価上昇の国家的利益を説き、1816年に開始された金本位制への復帰政策の撤回を求め、銀行制限法下の物価水準を維持するための施策としてイングランド銀行による国庫証券の大量購入を通じた銀行券の増発を要求する。そして、金本位制の擁護者が懸念する銀行券の過剰問題については政府によるイングランド銀行の統制によって解決できると主張するのである。

IV-2 計算貨幣の変更

アトウッドは「イングランド銀行による国庫証券の大量購入と組み合わせられた、銀行制限法の5年間の延長が、速やかにかつ永続的に、国民の繁栄と安全を回復する現時点での完全な手段となるだろう」(Attwood 1819b, 28-9)と述べ、過去10年間に発行された3%の利付き国庫証券の購入を通じて金本位制復帰前の流通量に相当する2,500万ポンドの銀行券を確保することを求める。そして、「紙幣流通の過失や過剰からいかにして保護するのか」(Attwood 1819b, 44)という問いにたいしては、「我々は何もする必要はない。イングランド銀行の発券にたいし義務と制限を課すだけである。我々の目的は、銀行券の発券量の多少ではなく、国民の幸福が要求する量を保証することである。もし我々がイングランド銀行に、国庫証券のもとに永続的に2,500万の銀行券の発券を義務づけ、その他の政府証券のもとに発券することを禁止するならば、2,500万の法貨の確固たる基礎を獲得し、もってイングランド銀行の統制を完全に離れるだろう」(Attwood 1819b, 45-7)と答

えている。つまり、国庫証券の購買を通じて一定量のイングランド銀行券の流通量を確保することは「国民の幸福」のためになされるべきことであるから、イングランド銀行の私的な判断に依拠すべき事柄ではなく、立法によって制御されるべき事柄なのである。

「したがって、イングランド銀行の発券についての義務と制限を通じて、流通手段の過剰または過少から効率的に保護するだろう。商業手形に基づく発券は、恐慌や不況の時期にそれを必要とするときにはいつでも、流通手段の基礎を強化するために、それから遊離するだろう」(ibid., 47-8)。なぜなら、銀行券の過剰と過少は商業信用に基づく自由な発券によって起こるためである。そして、イングランド銀行の割引率に5%の上限を設けるならば不良な商業手形を割引かないことになるし、銀行券が常に潤沢に供給されているために、イングランド銀行にたいして5%という高い利子を支払わなくても、貨幣市場にて3-4%の利率で商業手形を割引くことが可能になるという。

政府が金本位制への復帰に楽観的な見通しを持っていることは銀行報告書が旧平価復帰の影響を過小に評価していることから分かる(Attwood 1819b, 70)。地金の鑄造価格と市場価格の差を4%と見積り(3ポンド17シリング10.5ペンスと4ポンド1シリングの差)、旧平価に復帰した場合の物価下落はその差の調整が起こるはずなので4%程度に留まると予想している。委員会は「信用と信認という巨大な上部構造を揺るがすことなしに、旧来の関係のもとに正貨支払いを復帰できると考えている」。しかし「委員が、通貨の減価を判断する際に、金地金のような(実体経済から — 引用者)遊離した物品の代わりに、資産と労働の価格を基準にとっていたならば、減価は4%ではなく実に50%に達していることに気づいたであろう」(Attwood 1819b, 72-3)。金、鉄、銅のような特定の商品は「商品の一般物価」と非常に違った動きをすることがあるのであり、物価を適切に理解するためには「資産と労働」を基準にとる必要があるのである。

アトウッドは「流通手段の潤沢かつ効率的な状態」を保持するために「永遠に独立の紙幣流通を保持」し「信用と信認を創造」することと、流通手段の管理のために金兌換が必要であるという認識とを切り分ける必要があることを指摘している。1791年以來、「我々が見てきたように、紙幣制度は、金属本位制がそうであるよりも、より頑健であり、より確かであり、より効率的であり、より安全である」(Attwood 1819b, 39-40)。銀行制限法下での紙幣制度は、緩やかな物価上昇を許すことで国富の増進に貢献し、危機に際しては弾力的な通貨供給を行うことを可能にしてきた。紙幣制度の頑健性は30年の歴史が実証している。このようなことは中央銀行が法的に管理されているために可能になったのであるから、中央銀行に独立性を付与すべきではない。しかも、政府は兌換再開を指示することによって金融収縮を行えるのであるから、銀行制限法の延長によって金融拡張を行うこともできるのである。

さらに、金本位制には復帰時に物価下落を引き起こすだけでなく、「金属本位制はあらゆる経路を通じて外国の環境にさらされる」(Attwood 1819b, 40)という欠陥がある。一般に、正貨の流出入を通じて国際収支と国内物価が調整されることが国際金本位制の利点であると説かれる。それにたいしてアトウッドは外国貿易を国内交易の一分枝と捉え国際収支が調整されることは認めるものの、国際収支を調整するために国内物価を犠牲にする必要はないと説くのである。国内交易と国際貿易の違いは正貨支払いの必要性にある。「金は国家間の一般的価値尺度である」(Attwood 1819b, 66)。輸出された正貨は外国の購買力となり還流してくる。ただし、金平価を度量標準に張りつけてしまうと国内物価を低位に安定させてしまう。しかし、「金地金は最も高い評価を得られる市場をいつも自由に探している」(Attwood 1819b, 42)のであり、金の価値は国際市場で決まるのであるから、金の市場価格は度量標準から乖離して上昇し続けることになってしまう。これは国内物価にたいしては引き下げ圧力となる。

どのような金属が本位に相応しいのかを決める

ことは「人間の力」(Attwood 1819b, 41)ではできず、「正義と国民の幸福に関する重大な利害を守りながら、地金価格の水準を決定する手段も持ち合わせてはいない」。1819年に金本位制を導入したアメリカと兌換制限下にある西ヨーロッパ各国の状況を比較すれば、金本位制に固執する国は貨幣供給の制約から必然的に不況に陥ることは明らかである。さしあたり、度量標準を変更して対応することはできるかもしれないが、「議会で金の実質的減価を強制する力はない」(Attwood 1819b, 70)のだから、「金属流通を永遠に諦めよう」(Attwood 1819b, 64)と結論づけられるのである。

委員会が金本位制の国家的不利益を正しく理解できていないことの根底には、委員会の過る貨幣理解がある。アトウッドは貨幣について以下のように言及している。

彼ら(債権者—引用者)は、貸付けた価値にたいして、同じ価値を返済されるならば損害を被らない。貨幣は価値ではなく、価値尺度にすぎない。多くの人々は貨幣が価値そのものであると考えたがる。そのとき、資産と労働は貨幣を支配するものとしてだけ価値があるのであり、貨幣それ自体は資産と労働を支配するものとしてだけ価値があるということを忘れている。貨幣はただの尺度であり、ただの交換手段である。(Attwood 1819b, 44-5)

彼はどれだけの現物の金の量を前貸ししたのか決して分からないし、そのようなことに煩わされることもない。彼は、前貸しした債権と債務がどれだけの資産と労働の量に相当するのかについてのみに知っている。(Attwood 1819b, 46-7)

ここで言及されている価値は第一書簡の価値とは趣を異にしている。第一書簡における価値は計算貨幣を指し、それは金量であることが明確であった。しかし、引用文における価値は、貨幣が

支配する「資産と労働の量」である。貸付けた価値が金量を指すのではなく、「資産と労働の量」であるとするならば、返済される金量は不変ではありえず、観念上の金は計算貨幣になりえない。

ただし、ここでの貨幣または現物の金とは金通貨を指す。したがって、「彼らは30年前に支配した資産と労働と同じだけの現物の金を欲することはない。むしろ、7年前に支配したのと同じだけのスターリング貨幣を欲する」(Attwood 1819b, 89)。兌換停止の前後で金通貨が支配する「資産と労働の量」は半減しており、その意味で「金は価値尺度たりえない」(Attwood 1819b, 54)のであり、同量の「資産と労働」を支配するポンド・スターリングが計算貨幣として機能するのである。それが「すべての人々が取引の際に最終的に参照している実質価値であり、想像上の価値ではない」(Attwood 1819b, 77)。

あるいは次のようにも述べている。「通貨とはまったくの慣習と法の創造物である。しかし、我々は金の減価または増価を管理することはできない。その価値はそれを生産するために必要な財の消費に依存する」(Attwood 1819b, 55)、または「信用と信認の道徳的創造物」(Attwood 1819b, 69)である。あるいは「貨幣、銀行券、通貨、ポンド・スターリング、人為的証書を用いて、すべての人々は資産と労働を慣習的に量ってきた」(Attwood 1819b, 89)。

アトウッドは価値尺度としての貨幣は計算貨幣でなければならぬと述べつつ、貨幣の媒体の供給は「慣習と法」や「信用と信認」によって創造されるのであるから、現物の金が流通手段として直接に利用される必要はないし、価値が金ではなく「資産と労働」に存するのだから、貨幣としての金はそもそも不要であるという。

通貨の供給量は本位としての金によって制御されるのではなく、資金需要によって創出されるのであり、「信用と信認の道徳的創造物」やその他の紙券、要するに信用貨幣の流通は金準備や金本位からの乖離ではないといっているのである。ここでも貨幣としての金の意義は稀薄化されているといえよう。

次の一文にアトウッドの債権債務関係における正義観が表明されている。

(旧平価に復帰すれば——引用者) 国の債務とあらゆる私的な債務は実質価値で2倍になると思われる。このように、何らかの等価物もなしに、債務者から債権者の手に所有物が渡ることは一般的に不当な移譲である。(Attwood 1819b, 62)

交換とは一般に等価の所有物の持ち手変換である。そうであるならば、債権債務の契約においても、そこで約束されていることは契約時の等価物の返済であるはずである。等価物は、第一書簡では金量であったが、第二書簡では「資産と労働の量」である。貨幣が計算貨幣であるという理解は両書簡で共通しているものの、何が価値を量るのかについては一貫しているとはいえないのだが、さしあたり、等価物を契約時の名目額が支配する金量とするならば、契約時の金量に相当する等価物が返済されなければ正当な交換とはいえない、ということではできよう。いずれにしても、金本位制への復帰は等価交換の原則をないがしろにするものである。

最後に、第二書簡の所説を計算貨幣論との関連で簡単にまとめておこう。「貨幣それ自体は資産と労働を支配するものとしてだけ価値がある」という記述にみられるように、第二書簡の計算貨幣は揺らいでいる。2通の書簡の文脈を忖度すれば、1798年以降に形成された価格水準のもとでの契約関係を乱してはならないということであるから、契約時の実質価値を不変に維持しなければならないと述べていることは間違いない。問題はその実質価値を何で量るのか、である。金本位制への反対を強く打ち出すために、通貨としての信用貨幣の妥当性を示すことで、貨幣と金を結びつける意義がなくなってしまったのではないだろうか。第二書簡でも銀行制限法の延長という見解は維持されているものの、ポンドの切り下げについては言及されず、むしろ金本位制の放棄に向かっている。貨幣が本質的に常に一定量の「資産と労働

働の量」を量るものであるならば、それが金でなければならぬ理由はない。それゆえに金本位制に復帰する必要はなく、頑健な紙幣制度を維持すればよいという主張である。

V 観念的貨幣尺度説の内実をめぐって

マルクスはアトウッドの計算貨幣論を「観念的貨幣尺度説」と規定し、マルクス派は今に至るまでそれを自明のものと受け取ってきた。ポスト・ケインズ派が「純粋に抽象的な計算貨幣」を積極的に位置づけ、アトウッド研究を発展させてきたことは対照的である。そのさい、マルクスによるアトウッド批判の要点は、ステュアートの「貨幣の観念的度量単位説」と同様に、貨幣は商品経済から遊離して把握される「抽象的な数的比率」にすぎないものであり、商品経済との関連性をまったく説明できず、虚空に浮かぶ無意味な概念であるというものである。計算貨幣を「純粋に抽象的」とみる限りでは、マルクスとポスト・ケインズ派の把握に大きな齟齬はない。異なるのは、マルクスの「観念的貨幣尺度説」がアトウッド解釈であり、「純粋に抽象的な計算貨幣」はポスト・ケインズ派の貨幣論の展開であるという点である。マルクス派が計算貨幣論の観念性を批判するためには文献的な根拠が必要になるが、本稿で示されたようにそのような根拠が薄弱であるならば、商品貨幣と計算貨幣をまったく交わらないものとしてきた従来の見解が再考されなければならないだろう。

アトウッドの計算貨幣論が、金属貨幣から切断されたものであることは明らかであるものの、そこから直ちに観念的に存在する数的比率が引き出されることはなかった。マルクスが一面では適切に要約しているように、第一書簡では、金本位制への復帰を急ぐ政府にたいして、契約時のポンドと返済時のポンドが同一額面で異なる価値を表してしまうことを指摘し、契約当事者の意識においては、額面そのものではなくその額面が支配する金量を念頭に契約しているのだという計算貨幣が剔出された。そのさい貨幣の計算機能は、たしか

に数的比率にすぎないものになるかもしれないが、そのような自然属性だけで計算することはできず、本稿が価値とか交換性とかと呼ぶような、商品経済に存在するなんらかのものとの関連で計算せざるをえないことになる。第一書簡と第二書簡の揺らぎは、計算貨幣に絶対的な基準を設けることの不可能性を看取させるが、同時に、基準なき計算も困難であることを物語っている。

冒頭に述べたように、マルクスのアトウッド批判は、価値の内実を労働実体に求め、労働の体化物である金こそが貨幣であるという金属主義的な貨幣論を強く意識させるものとなっている。もつとも、『資本論』では観念的な金によって価値表現を行うことができるというように一定の理解が進むため、この批判が、価値形態論をまだ見ぬ『経済学批判要綱』と『経済学批判』において展開されたという事情が考慮されてもよかつたはずである。しかし、そのような事情は、ようやく近年のステュアートの研究の文脈で示唆され始めたばかりであり、本稿による「観念的貨幣尺度説」批判の再解釈はステュアート研究とも共鳴し、マルクスによる計算貨幣論のサーベイが自説の先走ったものになってはいなかったか反省を迫るものといえよう。

* 本研究はJSPS 科研費 26380256 の助成を受けたものである。

《注》

- (1) 「観念的貨幣尺度」の内実はII節以降で検討されるが、さしあたり、具体的な物品ではなく、無価値なモノ（外的対象）が貨幣であると考えられる立場である。
- (2) 商品貨幣論とは、商品に内在する価値を基礎に、貨幣を特殊な商品であると考えられる立場である。（小幡 2009, 44）
- (3) もつとも、ここでの価値は商品の交換性に基礎をおくという流通論レベルでの把握である。マルクスがバーミンガム学派の理論的帰着点にみたエンダービーにおいても価値を交換性ととらえる視点がある（Enderby 1837, 6; 結城 2016b, 12）。マル

- クス派の価値論については小幡 (2009, 29), 山口 (1985, 15) を参照されたい。
- (4) 内藤は計算貨幣に関連して「名目主義では、貨幣の価値を名目的なものとして扱い、貨幣の実物的な価値との繋がりを否定するため、金属主義および商品貨幣説を否定する主張となっている」(内藤 2011, 29) と述べている。
- (5) 「簡単にするために、本書ではどこでも金を貨幣商品として前提する」(Marx 1962, 109 / 訳 171) というマルクスの記述は慎重であるが、全編に亘って金貨幣が前提されているため、力点が商品にあるということに想しなないかもしれない。宇野も同様に「一般的等価物は等価物商品として最も適した使用価値を有する商品に帰着することになる。金、銀が、そして結局金が、かかる一般的等価物として固定され、貨幣となるのである」(宇野 1964, 27) と述べ、金貨幣を想定している。
- (6) ただし、「ステュアートの計算貨幣は貨幣形態にある商品の価値やそれらの代理物をたんに表示する記号ではなかった。むしろ、貨幣は、一般的に、金属鑄貨を特殊ケースとする抽象的価値であった。貨幣は財にたいする請求権以外の何物でもない。それは純粋な購買力であった」(Ingham 2004, 40) という説は、ステュアートがマルクスとリカードウにほとんど影響を与えなかったとするインガムの見解とは裏腹に、マルクスの貨幣理解に接近するものである。論争点の捻れが実に深刻であることがこの一節からも理解できよう。
- (7) 「商品価値の金による表現は観念的なものだから、この機能のためにも、ただ想像されただけの、すなわち観念的な、金を用いることができる」。(Marx 1962, 111 / 訳① 173)
- (8) マルクスは1819年の書簡をもって「観念的貨幣尺度にかんする論争」の開始とみるが、アトウッド自身はそれ以前から言及していた。さしあたり、Attwood (1816) に「観念的」富としての貨幣と「実物的富」という対比的な表現がみられるが、これは国富にとっての貨幣の観念性を指しているもので、価値尺度の観念性を指しているわけではないだろう。それにたいして、「貨幣を観念的な代理物ではなく、実物的な代理物とみなす」経済学者の誤りを指摘し、「精神的な信認によって創造される」通貨の「非物質的な部分」を強調する場合は、債権債務関係によって形成される信用が貨幣であることを示唆している (Attwood 1816, 63, 68; cf. Attwood 1817, 29-32)。また、Attwood (1818, 183) は、契約と返済という異なる時点で見ると、鑄貨額面が表すシリングと「計算シリング」とが一致しなくなることを指摘し、計算上のシリングは「純粋に観念的な単位」であると述べている。
- (9) 「小シリング派の人々」の『『観念的単位』』についてのこの学説が、労働を直接的に表現するような貨幣の要求と化していることを示しているからである。この要求が実現すれば、ポンドとは、たとえば12日の労働に与えられた表現となる」。(Marx 1981, 670-1 / 訳 655-7)
- (10) イギリスの労働者の「高い生活習慣が製品の実質価値を構成している」(Attwood 1816, 29; cf. Attwood 1817, 24-5)。このような記述から価値の原因説や本源的購買貨幣の認識を看取することはできるが、直接に価値尺度を説明する論理であるとはいえない。
- (11) 第一書簡は1819年5月15日、第二書簡は1819年10月20日の日付で発行されている。
- (12) Moss は、Attwood (1819a) が銀行制限法の延長という妥協的な提案をしたことによって「おそらくアトウッドは政治家と経済学者の信用を損ねた」(Moss 1981, 36) と指摘している。
- (13) アトウッドの計算貨幣論では4ポンド10シリングと見定めているが、これは直近の1819年2月の市場価格よりも9シリングほど高い価格である (SR, 310-11)。アトウッドは金価格が上昇傾向にあると予想するとともに、高めのポンドに切り下げることで物価上昇を支持したのであろう。
- (14) 1817年の金兌換の一部再開について、Feavearyear and Morgan は「しかし顧客たちはどうしても金を保有しようとしなかった。彼らはギニー貨を銀行にふたたび持ち込んで銀行券を要求した。そのほうがはるかに便利であることを知ったからである」(Feavearyear and Morgan 1963, 216 / 訳 231) と記している。

参考文献

- 泉正樹. 2004. 「不換銀行券と計算貨幣」『社会科学論集』(埼玉大学), 113: 37-57.
- 泉正樹. 2009. 「計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評——価値概念の観念性について」『東北学院大学経済学論集』172: 39-60.
- 泉正樹・結城剛志. 2016. 「貨幣・信用論をめぐる研究状況: Economy & Society 誌における論争を手掛かりとして」『社会科学論集』(埼玉大学), 146・147: 43-58.
- 宇野弘蔵. 1964. 『経済原論』岩波全書
- 小幡道昭. 2009. 『経済原論——基礎と演習』東京大学

出版会

- 春日井薫. 1929. 『貨幣学説研究 — 不換紙幣篇』 文雅堂
- 酒井一夫. 1957. 「計算貨幣について」 『経済学研究』 (北海道大学), 12: 99-125.
- 春井久志. 1986. 「T. アトウッドの初期貨幣理論, 1816-1819年」 『金融経済』 217: 1-24.
- 古谷豊. 2003. 「ジェイムズ・スチュアートの計算貨幣論」 『経済学研究』 (東京大学), 45: 1-12.
- 内藤敦之. 2011. 『内生的貨幣供給理論の再構築 — ポスト・ケインズ派の貨幣・信用アプローチ』 日本経済評論社
- 西沢保. 1994. 『異端のエコノミスト群像 — 19世紀バロミンガム派の経済政策思想』 岩波書店
- 山口重克. 1985. 『経済原論講義』 東京大学出版会
- 結城剛志. 2013. 「信用貨幣論と表券貨幣論に関する断章」 『社会科学論集』 (埼玉大学), 139: 117-29.
- 結城剛志. 2016. 「C・エンダービーの計算貨幣論に関する試論」 『自由経済研究』 44: 1-31.
- Attwood, T. 1816. *The Remedy: Or Thoughts on the Present Distress*. In a Letter to a Public Editor. July 3rd, 1816. Second Edition; With Additions.
- Attwood, T. 1817. *Prosperity Restored; Or Reflection on the Cause of the Public Distress, and on the Only Means of Relieving Them, by the Author of The Remedy, or, Thoughts on the Present Distress*.
- Attwood, T. 1818. *Observations on Currency, Population and Pauperism, in Two Letters Arthur Young, Esquire*. Birmingham.
- Attwood, T. 1819a. *A Letter to the Earl Liverpool, on the Bank Reports of the Committees of the Two Houses of Parliament, on the Questions of the Bank Restriction Act*. Birmingham: R. Wrightson.
- Attwood, T. 1819b. *A Second Letter to the Earl Liverpool, on the Bank Reports, as Occasioning the National Dangers and Distresses*. Birmingham: R. Wrightson.
- Briggs, A. 1948. Thomas Attwood and the Economic Background of the Birmingham Political Union. *Cambridge Historical Journal*. 9 (2): 190-216.
- Checkland, S. G. 1948. The Birmingham Economists, 1815-1850. *The Economic History Review*. 1 (1): 1-19.
- Corry, B. A. 1962. *Money, Saving and Investment in English Economics 1800-1850*. London: Macmillan.
- Diatkine, S. 1993. Thomas Attwood: Crude Inflation or Precursor of Modern Money and Banking Theory? In Hébert, R. F. ed. *Themes on Economic Discourse, Method, Money and Trade: Selected Papers from the History of Economics Conference, 1991*. Aldershot: Edward Elgar, 107-18.
- Enderby, C. 1837. *Money the Representative of Value*. London: Pelham Richardson.
- Feavearyear, A. E. and Morgan, E. V. 1963. *The Pound Sterling: A History of English Money, 2nd ed.* London: Oxford University Press. (一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング — イギリス貨幣史』新評論, 1984.)
- Fetter, F. W. 1965. *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1875*. Harvard: Harvard University Press.
- Gemini 1844. *The Currency Question. The Gemini Letters*. London: Simpkin, Marshall, and Co.
- Hawtrey, R. G. 1919. *Currency and Credit*. London: Longmans, Green.
- Ingham, G. 2004. *The Nature of Money*. Cambridge: Polity Press.
- Link, R. G. 1959. *English Theories of Economic Fluctuations 1815-1848*. New York: Columbia University Press.
- Marx, K. 1961. 'Zur Kritik der politischen Ökonomie', *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Bd. 13. Berlin: Dietz Verlag. (杉本俊朗訳「経済学批判」『マルクス・エンゲルス全集』第13巻, 大月書店, 1964)
- Marx, K. 1962. *Das Kapital*, Bd. I, *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Bd. 23. (岡崎次郎訳『資本論』①-③, 国民文庫, 1972)
- Marx, K. 1981. 'Ökonomische Manuskripte 1857/58, Teil 2'. *Karl Marx, Friedrich Engels: Gesamtausgabe (MEGA), 2. Abteilung: "Das Kapital" und Vorarbeiten*, Bd. 1. Berlin: Dietz. (資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集② — 1857-58年の経済学草稿第二分冊』大月書店, 1993)
- Moss, D. J. 1981. Banknotes versus Gold: The Monetary Theory of Thomas Attwood in his early Writings, 1816-19. *History of Political Economy*. 13 (1): 19-38.
- Schumpeter, J. A. 1996. *History of Economic Analysis: With a New Introduction*. Oxford University Press. (東畑精一, 福岡正夫共訳『経済分析の歴史』上中下, 岩波書店, 2005, 2006a, 2006b)
- First Report of the Secret Committee on the Expediency of the Bank Resuming Cash Payments and Second Report taken before the Secret Committee on the Expediency of the Bank Resuming Cash Payments. In *Reports from the Secret Committee on the*

観念的貨幣尺度説批判の再検討

Expediency of the Bank Resuming Cash Payments.

12th May 1819. (本文中では FR, SR と記す.)

《Summary》

Reconsidering Marx's Critique of the Doctrine of 'Das ideale Geldmaß':
Two Letters of Thomas Attwood in 1819.

YUKI Tsuyoshi

Generally speaking, the Marxist approach cannot explain the modern banking system because of its stand on metallism. We find that this misapprehension occurs not only in Schumpeter's summarization of monetary doctrines as metallism but also in Marx's critique of Attwood's ideal account of money. The former can be rectified easily by analyzing the concept of the commodity, but research on the latter has been limited. In *Zur Kritik der politischen Ökonomie* (1859), it seems that Marx supports the 'real' concept of money or money as metal since he obviously denies the ideal or nominal concept of money. However, this study provides another interpretation — that the notion of 'ideal' does not necessarily signify non-value nor need it be unrelated to the commodity economy in Marx's sense — by reconsidering the historical understanding of the debates regarding the ideal account of money. We focus on two letters from Attwood to the Earl of Liverpool indicating that Attwood's concept of the ideal has three purposes. The first is to move the monetary system from the gold standard of value to the real value of the pound because economic subjects commonly have fine gold in mind when they present an ideal account of money rather than gold coins circulated as sovereigns. The second is to treat monetary value as inter-temporal because artificial changes in the standard of value can cause confusion in the credit-debt relationship. The third is to raise prices and promote national wealth by extending the Bank Restriction Act because reverting to the gold standard can lead both to depreciating prices and to a shrinking national economy. The result of the examination clarifies the linkage between the value of the ideal account of money and the commodity economy and considers inconsistencies in the concept of value in the two letters.